

# 檜原村立檜原小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせた場合も、いじめに該当する。

## 2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

## 3 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめは、どの学校でもどの学年でもどの学級でもそしてどの児童にも起こり得るものであり、いじめが根絶されることはあり得ない」という共通認識のもと、全教育活動を通して日常的にいじめの未然防止に取り組む。また、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。

児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、学校全体でいじめ問題に取り組む。

- (1) いじめを生まない、許さない学校をつくる。
- (2) 児童を守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上を図り、組織的対応を強化する。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

## 4 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織（学校いじめ対策委員会）を置く。（校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、担任、SC）
- (2) 重大事態が発生した場合には、村教育委員会及び学校は、学校の設置者及び当該学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

- (1) 未然防止
  - ア 学級担任による児童への積極的な働きかけ
  - イ いじめに関する校内研修（年3回）を通じた教職員の資質・対応力の向上
  - ウ 全職員と保育園、中学校、保護者、地域との共通認識と緊密な連携
  - エ 「いじめに関する授業」を実施するとともに、道徳教育及び人権教育の充実による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- (2) 早期発見
  - ア 全教職員による児童観察、日頃の変化の察知
  - イ 保護者との日々の連絡
  - ウ スクールカウンセラーによる小学5年生への全員面接、心理士や教育相談室の活用
  - エ アンケート調査の年間2回以上の実施による実態把握
- (3) 早期対応
  - ア 学校いじめ対策委員会での情報共有、組織的対応の協議
  - イ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保、心の安定の促進
  - ウ いじめた児童への毅然とした態度による指導、心の安定の促進
  - エ いじめられた児童、いじめた児童の保護者への連絡・支援・助言
  - オ いじめを見て見ぬふりをした傍観者の立場の児童への指導
  - カ 村教育委員会への速やかな報告、関係機関、専門家、警察等との相談・連携
- (4) 重大事態への対処
  - ア いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保、教育環境の確保
  - イ 村教育委員会への速やかな報告、保護者への情報提供と連携・協力関係の構築
  - ウ 学校サポートチームの招集及び関係機関、専門家、警察等との相談・連携
  - エ 重大事態に係る事実関係を明確にする調査の実施、学校の設置者が行う調査への協力
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - ア インターネットや携帯電話、スマートフォン等の使用マナーの定期的な指導、自主ルールの設定
  - イ フィルタリングの設定や家庭ルールの制定等、保護者への啓発の促進